

第三次 昭島市中期行財政運営計画

平成 19 年 3 月

昭 島 市

第三次行財政運営計画の策定にあたって

昭島市は、平成 9 年 6 月、当面する財源不足と新たな行政ニーズへの対応を目的に、5 年間を計画期間とする「中期行財政健全化計画」を策定し行財政改革に取り組み、さらに、平成 14 年 4 月には「第二次中期行財政運営計画」を策定し、引き続き、職員数の適正化、民間委託の推進、給与の適正化、事務事業の見直し、経費の削減などの取り組みを行い、一定の成果を収めることができました。

しかし、現下の厳しい社会経済情勢や市民要望の高度化・多様化は、新たな市民ニーズを生み出し、さらに少子高齢社会の進展や団塊の世代の大量退職への対応など重要かつ喫緊の課題が山積し、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれています。

こうした中で、市民サービスの向上を図るとともに、適切で効率的なサービスを将来にわたって、安定的・継続的に提供するためには、行財政改革の推進による自治体経営の確立と、市民との協働・連携によるまちづくりの推進が必要不可欠となっています。

このため、平成 18 年 6 月 26 日、『社会の変化に的確に対応した、個性豊かな自立都市を確立するための行財政運営のあり方』について昭島市行財政運営審議会（会長：氏原茂樹氏）に諮問し、平成 18 年 12 月 18 日、市民の立場から、「社会の変化に対応した満足度の高い公共サービスの展開」と「自主・自立都市としての行財政システムの構築」に向けた数多くの提言を受けました。

第三次中期行財政運営計画は、審議会からのこの答申を踏まえ、「市民とともに進めるまちづくり」、「市民の声を反映したサービスの推進」、「財政の健全化による自治体経営の確立」、「スリムで柔軟な人事・組織と職員の意識改革」の四つを行財政運営の基本的な方針として位置付け、重点的・集中的に取り組む具体的な改善・検討事項を 100 項目に限定するとともに、取組期間と担当課を明示することにより、課題解決に向けた着実な推進と責任の所在を明確化しました。

今後、本計画に示された趣旨を十分に踏まえ、自らが先頭に立って行財政改革を推進するとともに、市民から信頼される職員の育成を図り、「人・まち・緑の共生都市 あきしま」の着実な実現と市民福祉の向上、さらには、自治体間競争にも対応できる「個性豊かな自立都市 あきしま」の確立を目指してまいります。市民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 19 年 3 月

昭島市長 北川穰一

目 次

第 1 章	市民とともに進めるまちづくり -----	1
1-1	市民参画と協働の推進 -----	1
1-2	地域の力を結束・強化する -----	3
1-3	市民公益活動の推進 -----	5
1-4	市民と行政の役割分担 -----	6
第 2 章	市民の声を反映したサービスの推進 -----	8
2-1	親切・丁寧・迅速・確実な窓口を -----	8
2-2	市民に役立つ市政を目指す -----	10
2-3	情報の共有と透明性の確保 -----	13
第 3 章	財政の健全化による自治体経営の確立 -----	15
3-1	すべての事業の抜本的見直し -----	16
3-2	多様な主体の活用（アウトソーシングなど資源の有効活用） -----	18
3-3	財政の健全化 -----	19
第 4 章	スリムで柔軟な人事・組織と職員の意識改革 -----	24
4-1	組織の見直し、統廃合 -----	25
4-2	職員数の削減と多様な人材活用 -----	27
4-3	給与等の適正化 -----	28
4-4	職員の意識改革と能力開発 -----	29
第 5 章	行財政改革の推進（改革の歩みを止めない） -----	32
	参考：用語解説 -----	33
	第三次昭島市中期行財政運営計画の構成 -----	36
	第三次昭島市中期行財政運営計画担当課別取組項目一覧 -----	37

第1章 市民とともに進めるまちづくり

- 1 - 1 市民参画と協働の推進
- 1 - 2 地域の力を結束・強化する
- 1 - 3 市民公益活動の推進
- 1 - 4 市民と行政の役割分担

少子・高齢社会の進展、地方分権の推進、ライフスタイルの多様化等により、市民ニーズはますます高度化・多様化し、地方自治体に対する要望も増大している。また、環境問題や防災対策、子どもたちの安全・安心に対する取組などは、もはや行政のみならず地域全体で対応しなければ解決できない課題となっている。

一方、まちづくりに対する市民の意識は変化し、多くの市民や市民団体・NPOが地域の一員として広範多岐にわたって活動を展開しており、こうした市民団体等の活動は柔軟で機動性があり、地域の課題解決に大きな役割を担っている。

これからのまちづくりにあたっては、自分でできることは自分が担う(自助)、地域でできることは地域で担う(共助)、自分や地域でできないことは行政が担う(公助)を基本として、市民と行政が適切に役割分担し、多くの市民団体等が公共サービスの一翼を担っていく、「市民とともに進めるまちづくり」を推進する。

1 - 1 市民参画と協働の推進

【基本的な方向】

協働(注1)によるまちづくりを推進するため、地域、市民団体、NPO、企業などの主体が公益的活動に積極的に参画・協働できる環境整備を図るとともに、協働推進の庁内体制を確立する。計画の策定や政策の形成段階から実施に至る様々な段階において、パブリックコメント(注2)など多様な手法を活用して積極的に市民の意見を求め、施策に反映させる。市民の提案を市政に活かした協働事業の推進に努める。

【1～2年以内取組項目】

1 - 1 -	双方向性コミュニケーションの推進
内容	市民とのコミュニケーションの推進を図るとともに、意見・要望を施策に反映させるため、パブリックコメント、パブリックインボルブメント(注3)、出前講座、ワークショップなどの多様な手法を活用する。
取組プログラ	パブリックコメント運用指針の策定

ム	地域のまちづくり拠点施設の建設に際してパブリックインボルブメントの活用 出前講座の拡充 ワークショップの活用の推進
担当課	企画政策室（関係課）

1 - 1 -	市民参画・協働事業の推進
内容	市が主催する行事等への市民の自主的・主体的な参加を推進するため、各種イベントなどに導入されている実行委員会方式を多くの事業に拡大する。
取組プログラム	実行委員会方式事業への市民参画・協働の推進 実行委員会方式事業の拡充
担当課	企画政策室（関係課）

【 B 3年以内取組項目】

1 - 1 -	市民との協働指針の策定
内容	市民との協働のあり方、協働の担い手の選定、協働の手法、協働推進のための環境づくりなど協働によるまちづくりを進めるための市の基本的な考え方を明示するとともに、市民団体等が自主的に行う地域課題の解決への取組や公益的な活動を積極的に支援するため、市民との協働指針を策定する。
取組プログラム	市民との協働指針の策定
担当課	生活コミュニティ課

1 - 1 -	協働を推進するための庁内体制の確立
内容	協働の担い手の育成と、協働によるまちづくりの推進を図るための庁内体制を確立する。
取組プログラム	協働に関する庁内体制の充実
担当課	企画政策室、生活コミュニティ課

1 - 1 -	参画・協働の仕組みづくり
内容	参画・協働の基本理念・あり方、市民の権利・責任、市の責務など推進に当たっての基本的事項に関する仕組みづくりについて検討を進める。

取組プログラム	市民参画・協働の仕組みづくりの検討
担当課	企画政策室（生活コミュニティ課）

1 - 1 -	新たなコミュニケーション手法の導入
内容	市民との情報交換をより効果的に行うため、新たなコミュニケーション手法（プランクストツェレ（注5）など）の導入について検討する。
取組プログラム	効果的な情報交換について多角的に検討
担当課	秘書広報課（各課）

【C 5年以内取組項目】

1 - 1 -	提案方式による協働事業の検討
内容	市民団体などからの提案を受け、市と協働事業として実施する「市民企画協働事業（仮称）」の実施について検討する。
取組プログラム	「市民企画協働事業（仮称）」の検討
担当課	企画政策室

1 - 2 地域の力を結束・強化する

【基本的な方向】

地域に特有の様々な課題に対しては、地域住民や地域で活動する団体が、地域にふさわしい解決方法を自主的に見出すことが基本であり、また、地域に根ざした文化や習慣はかけがえのない財産である。地域の振興とまちづくりの推進のためには、地域が結束・強化し、地域力を高めることが重要になっている。多くの市民や団体の参画によるコミュニティの育成、地域活動の推進、地域における連携・協力体制の確立に努める。

【A 1～2年以内取組項目】

1 - 2 -	市民主体による防犯、防災対策の推進
内容	地域の重要な課題である安全・安心への取組に、市民が主体的に参画できる体制を構築する。
取組プログラム	地域の防犯対策の推進 地域の防災対策の推進

担当課	生活コミュニティ課、防災課（関係課）
-----	--------------------

1 - 2 -	自治会の加入促進
内容	地域活動の中核をなす自治会への加入を促進するとともに、自治会未結成地区における自治会結成を支援する。
取組プログラム	自治会加入促進への支援 未結成地域における新たな結成への支援
担当課	生活コミュニティ課

1 - 2 -	地域団体間の連携強化
内容	地域力向上に向けて、情報提供や人材育成、広報・啓発活動の支援を図り、地域住民や地域団体間の連携・協力体制を強化する。
取組プログラム	強化に向けた取組の推進
担当課	生活コミュニティ課(関係課)

【 B 3年以内取組項目】

1 - 2 -	コミュニティ協議会の結成・育成支援
内容	昭島市コミュニティ構想に基づき、未結成地域におけるコミュニティ協議会（注6）の結成促進と協議会活動に対する支援を図る。
取組プログラム	コミュニティ協議会の結成支援 協議会活動推進に向けた支援
担当課	生活コミュニティ課

1 - 2 -	市立会館等の地域による自主運営の促進
内容	地域に密着しコミュニティの形成に向けた市立会館等への転換を図るため、コミュニティ協議会等地域団体による自主的な管理・運営を促進する。
取組プログラム	地域団体による市立会館の管理・運営の促進
担当課	社会教育課、生活コミュニティ課

【 C 5年以内取組項目】

1 - 2 -	コミュニティの拠点整備
内容	市立会館等を地域の課題解決やまちづくり活動の拠点として整備・活用し、地域活動の推進と地域住民や団体間の連携・協力の促進を図る。

取組プログラム	市立会館の修繕・建替え等に合わせたコミュニティの拠点として整備・活用
担当課	生活コミュニティ課、社会教育課

1 - 3 市民公益活動の推進

【基本的な方向】

市内で自主的に活動する多種多様な市民団体等は、まちづくりにとって貴重な財産であり、その活動は市民の目線に立ち地域の実情に即したもので、市民ニーズに的確に対応するものである。また、2007年問題と言われる団塊の世代の大量退職により、多くの市民が新たに地域活動に参加することから、さらに地域活動が活性化し活動の輪が広がっていくことが想定される。

地域における様々な協働の担い手の育成と、市民の自主的な公益活動を積極的に支援し、各団体が個別に行っている公益的活動を有機的に展開させるための方策を講じる。

【A 1～2年以内取組項目】

1 - 3 -	市民活動支援事業補助事業の推進
内容	市民の視点に立ち、公平性・透明性を確保する中で、新たな活動団体の育成と既存団体の活動の活性化を図るため、市民活動支援事業補助事業を推進する。
取組プログラム	市民活動支援補助事業の改善 応募団体の増加に向けた市民への広報・PRの推進
担当課	生活コミュニティ課

【B 3年以内取組項目】

1 - 3 -	協働の担い手づくり
内容	自主的なまちづくり活動を行う人材の育成と市民団体等の結成を支援し、協働の担い手づくりを行う。
取組プログラム	人材の育成と市民団体等の結成に対する支援
担当課	生活コミュニティ課

1 - 3 -	活動支援・連携を進めるコーディネーターの育成
内容	個々の市民団体等の活動を支援するとともに、団体間の調整・連携のた

	め中間支援機能を持つコーディネーターを育成し、市民公益活動の有機的な展開を図る。
取組プログラム	コーディネーターの育成 中間支援拠点の確立の研究
担当課	生活コミュニティ課

1 - 4 市民と行政の役割分担

【基本的な方向】

市民ニーズが多様化・高度化する中、限られた財源で的確に市民要望に対応していくためには、従来のように行政が中心となってすべての公共サービスを担うことには限界が来ている。

市民や市民団体等がまちづくりのため積極的に活動できる体制を整備するとともに、市が一定の役割を持ちつつも地域の様々な主体がそれぞれの立場で公共サービスを担い、地域にふさわしい多様なサービスを適切な受益と負担のもとに市民に提供していくという考え方を基本とする中で、市民と行政が果たすべき役割について検討を進める。

【A 1～2年以内取組項目】

1 - 4 -	市民ボランティアの育成・活用
内容	高齢者や団塊の世代等が気軽にボランティア活動に参加でき、その経験と能力を十分に発揮できるよう、市民ボランティアの育成・活用の仕組みづくりを行う。
取組プログラム	市民ボランティアの育成と活用に向けたボランティア指針の策定
担当課	生活コミュニティ課、福祉推進課

1 - 4 -	市民人材バンクの整備
内容	より幅広い市民人材バンク制度を創設し、協働の担い手となる地域の貴重な人材を、まちづくり活動に活かしていく。
取組プログラム	市民人材バンクの創設
担当課	生活コミュニティ課、社会教育課

【B 3年以内取組項目】

1 - 4 -	公共施設等の市民団体による管理・運営の促進
---------	-----------------------

内容	市民が自主的活動に利用している公共施設等の市民団体等による管理・運営について検討する。
取組プログラム	男女共同参画ルームや青少年等交流センターの市民団体等による管理・運営の検討
担当課	企画政策室、生活コミュニティ課、社会教育課

1 - 4 -	N P O等市民団体の公共サービスへの参画
内容	柔軟性と機動力を備えた市民団体等が公共サービスに参画することにより、地域にふさわしいサービスの提供を図る。
取組プログラム	市民団体等の活用の推進
担当課	生活コミュニティ課、企画政策室

1 - 4 -	公共サービスのあり方の検討と新たな担い手との役割分担と連携・協力
内容	今後の公共サービスのあり方について検討を行うとともに、市民団体等公共サービスの新たな担い手との役割分担を明確化し、連携・協力した取組を行う。
取組プログラム	公共サービスのあり方の検討 協働の担い手との役割分担の明確化
担当課	企画政策室、生活コミュニティ課

第2章 市民の声を反映したサービスの推進

- 2 - 1 親切・丁寧・迅速・確実な窓口を
- 2 - 2 市民に役立つ市政を目指す
- 2 - 3 情報の共有と透明性の確保

市民は窓口サービスにおいて市政を最も身近に感じる。市の顔である窓口での対応いかんによって、市政に対する信頼感や親近感が増したり、逆に不信感を抱かせる結果にもなる。「市役所は最大のサービス業である」を基本として、親切・丁寧・迅速・確実をモットーに市民の立場に立った窓口サービスの推進に向けた取組を図る。また、市民のライフスタイルの変化に対応し市民の利便性を高めるため、費用対効果を十分に検証する中で本庁舎窓口サービス提供時間の拡大や、公共施設の開館時間の延長・休館日の見直しについて検討する。

地方分権の進展により、各自治体において地域の特性を重視した多様なサービスが展開されている。こうした特性を持った独自のサービスについて調査・研究を行うとともに、現在昭島市が実施しているサービス内容について民間や他の自治体と比較してどの水準にあるかを十分に検証する中で、単にサービスを受ける立場からだけでなく有効性や公平性など市民全体の立場に立って総合的に検討を行い、昭島市として身の丈に合ったトータルとして市民満足度の高いサービスの提供を目指していく。

市政の運営にあたって、市民に情報を正確でわかりやすく迅速に提供するとともに、意見・要望を的確に捉えるため、広報・ホームページなどの充実と、多様な手法を活用した市民の声の把握に努める。

2 - 1 親切・丁寧・迅速・確実な窓口を

【基本的な方向】

市民から親しまれ信頼される窓口づくりのため、職員の接遇や説明能力の向上を図るとともに電子システムの導入などにより事務処理の迅速化を進める。市民にわかりやすく利用しやすい窓口となるよう市庁舎レイアウトの再検討を行う。利便性向上の観点から窓口や公共施設におけるサービス提供時間の拡大を図る。収納方法の多様化を進め、電子機器を利用したいいつでもどこでも収納できるシステムの活用について検討する。

【A 1～2年以内取組項目】

2-1-	窓口サービスシステムの利便性の向上
内容	窓口業務のスピードアップと確実なサービスの提供を図るため、電子システムの導入などを推進する。
取組プログラム	各種情報システムの計画的な更新 新たな情報システムの導入の検討
担当課	情報推進課（関係課）

2-1-	公共施設におけるサービスの向上
内容	市民会館・公民館、市民図書館等の公共施設における開館日の拡大と開館時間の延長を図る。
取組プログラム	市民会館・公民館の開館日の拡大の検討 市民図書館の開館日の拡大と開館時間の延長
担当課	市民会館・公民館、市民図書館

2-1-	市税等の収納方法の多様化
内容	市民等の利便性を高めるとともに収納率向上のため、収納方法の多様化について検討する。
取組プログラム	費用対効果、他市の動向等を注視しながら検討
担当課	納税課

【B 3年以内取組項目】

2-1-	各課接遇マニュアルの作成
内容	説明能力の向上と親切・丁寧な窓口サービスを推進するため、各課接遇マニュアル（手順書）の作成と職員への徹底を図る。
取組プログラム	各課接遇マニュアルの作成
担当課	企画政策室、職員課（各課）

2-1-	ワンストップサービスの推進
内容	業務ごとに分かれている窓口サービスをネットワークでつなぎ、市民が1箇所の窓口で複数のサービス利用や手続きが行えるワンストップサービス

	スの導入を推進する。
取組プログラム	情報システムの整備 窓口環境の整備
担当課	市民課（関係課）

2 - 1 -	庁舎レイアウト・表示の再検討
内容	市民にわかりやすい窓口を目指して、庁舎内のレイアウト（配置）や表示について再検討を行う。
取組プログラム	庁舎レイアウトの再検討 庁舎表示の再検討
担当課	契約管財課

【C 5年以内取組項目】

2 - 1 -	土日開庁や窓口の時間延長
内容	住民サービスの向上を図るため、本庁舎における土日開庁や夜間窓口の開庁について費用対効果を検証する中で検討する。
取組プログラム	本庁舎の土日開庁の検討 本庁舎の夜間窓口開庁の検討
担当課	市民課、企画政策室（関係課）

2 - 1 -	マルチペイメントネットワークの活用の検討
内容	税金や公共料金を電話やパソコン、現金自動支払機などで支払えるマルチペイメントネットワークの活用について検討を行う。
取組プログラム	市民の利便性向上や費用対効果等を踏まえ検討
担当課	納税課、会計課（関係課）

2 - 2 市民に役立つ市政を目指す

【基本的な方向】

社会経済情勢や市民意識の変化に対応したサービスの提供を図るためには、常に情報収集を行い進取の気性を持って市政運営に臨むことが求められている。市民に役立つ市政を目指して、現行サービス水準の比較検討を行うとともに、多様な手法を活用して市民ニーズの的確な把握に努め、市民全体から見て満足度の高いサービスの提供に向けた取組を図る。

【A 1～2年以内取組項目】

2-2-	安全・安心なまちづくりの推進
内容	家庭や地域における安全・安心に対する取組を支援するとともに、庁内の危機管理対策を充実し、地域と連携・協力した安全・安心なまちづくりを推進する。
取組プログラム	地域等の取組に対する支援 庁内における対策の充実
担当課	防災課、生活コミュニティ課

2-2-	市民ニーズと市民満足度の把握
内容	市長への手紙による意見・要望のほか市民意識調査、アンケート調査などの多様な手法を用いて幅広い市民の意識の把握に努める。さらに効果的な意向調査の手法について研究する。
取組プログラム	市民意識調査の定期的な実施 多様な手法による市民意識の把握 新たな意向調査の研究
担当課	秘書広報課

2-2-	Aバスの利便性の向上
内容	Aバスの利用状況の把握と市民の意見・要望を調査・検討し、市民が利用しやすいAバスの運行を図る。
取組プログラム	利用状況・意見・要望の把握 利便性向上と利用者の増加に向けた取組の推進
担当課	企画政策室（基地・渉外担当）

【B 3年以内取組項目】

2-2-	サービス水準の総点検
内容	サービス水準の向上を図るため、現行のサービス内容が民間や他の類似自治体と比較し、どの水準にあるか指標を用いて評価・検証する。
取組プログラム	先進事例の調査 市の水準の評価・検証
担当課	企画政策室（各課）

2 - 2 -	自治体間公共施設相互利用の検討
内容	図書館などの公共施設について、市民が近隣自治体の施設を相互に利用できるよう、関係自治体と積極的な協議を行う。
取組プログラム	図書館の共同利用に向けた取組・協議の推進 公共施設の共同利用に向けた調査・研究
担当課	市民図書館（関係課）

2 - 2 -	住民基本台帳（住基）カード ^{（注 7）} の利用促進
内容	住基カードの普及を促進するとともに活用用途の拡大を図り、市民の利便性の向上を図る。
取組プログラム	住基カードの普及促進 活用用途拡大に向けた検討
担当課	市民課（関係課）

2 - 2 -	電子システムの共同構築の推進
内容	関係自治体等との電子システムの共同構築・運営を推進し、サービスの向上とコストの低減に努める。
取組プログラム	共同構築と運営の推進
担当課	情報推進課（関係課）

2 - 2 -	電子自治体の推進
内容	電子システムにより申請や届出ができる項目の増加を図るとともに、電子申告や電子認証・文書管理・決裁システムの導入について研究し、電子自治体を推進する。
取組プログラム	電子申請・届出項目の拡充 電子申告の導入の研究 電子認証・文書管理・決裁システムの導入の研究
担当課	情報推進課（関係課）

【 C 5 年以内取組項目 】

2 - 2 -	証明書取扱施設の充実
内容	各種証明書の交付業務を取り扱う施設の整備を推進する。

取組プログラム	取扱施設の整備推進 取扱業務の拡充
担当課	市民課(関係課)

2 - 2 -	電子入札制度の導入
内容	電子入札制度の導入について検討し、契約事務の透明性・公平性の確保と事務の効率化を図る。
取組プログラム	電子入札の導入
担当課	契約管財課

2 - 3 情報の共有と透明性の確保

【基本的な方向】

市民から信頼される市政を推進するためには、情報の共有と透明性の確保を図ることが不可欠である。市民が必要とする情報をわかりやすく、適時・的確に提供できるよう、多様な媒体の活用に努める。「広報あきしま」や市ホームページについては市民に親しまれ、わかりやすい内容に充実し、さらにメディアの効果的な活用について研究を行う。市民からの情報公開請求に対しては迅速・的確な対応を図るとともに、個人情報の保護に万全を期すため情報セキュリティの徹底を図る。

【A 1～2年以内取組項目】

2 - 3 -	「広報あきしま」の充実
内容	情報の共有と交流を促進するため、「広報あきしま」に市民の意見を取り入れるなどコミュニケーションの場としての充実を図る。
取組プログラム	「広報あきしま」の紙面づくりの検討
担当課	秘書広報課

2 - 3 -	ホームページの充実
内容	ホームページ情報提供基準を策定し、タイムリーでわかりやすい情報を積極的に提供する。
取組プログラム	ホームページ情報提供基準の策定

担当課	情報推進課
2 - 3 -	迅速・的確な情報公開
内容	市民からの情報開示請求に対しては、迅速・的確な対応を図る。
取組プログラム	総合窓口の設置の検討 迅速・的確な対応への取組
担当課	企画政策室（法務担当）

2 - 3 -	情報セキュリティの徹底
内容	情報の安全性を確保するため、監視機能の強化とセキュリティポリシー (注 8)に基づく保護の徹底を図る。
取組プログラム	情報の安全性確保に向けた取組の推進
担当課	情報推進課

【 B 3 年以内取組項目 】

2 - 3 -	多様な広報媒体の活用
内容	携帯電話による市政情報の発信など多様な媒体を活用した情報の提供に努める。
取組プログラム	携帯電話による情報発信の充実 多様な媒体の活用の研究
担当課	秘書広報課、情報推進課

2 - 3 -	パブリシティの推進
内容	イベントや市政情報などがメディアで報道されるようパブリシティ(注 9)を積極的に推進する。
取組プログラム	パブリシティの取組の推進
担当課	秘書広報課

第3章 財政の健全化による自治体経営の確立

- 3 - 1

すべての事業の抜本的見直し
- 3 - 2

多様な主体の活用（アウトソーシングなど資源の有効活用）
- 3 - 3

財政の健全化

社会経済状況の変化と地方分権や三位一体の改革の進展等により、地方自治体は大きな変革期に直面している。これからの自治体は、限られた財源の中で、地域の特性を踏まえ自らの意思と責任において、自主的・主体的に行財政運営を図ることが求められている。

市民に対して、適切で効率的なサービスを将来にわたって継続的、安定的に提供するため、市が実施しているすべての事業について聖域を設けずに徹底した検証と見直しを図る。見直しに当たっては、昭島市にふさわしいサービス内容か、最小の経費で最大の効果を挙げているかといった視点のほか、事業実施の必要性や実施主体の適格性といった多角的な視点からの検証を行う。

また、地域特性を踏まえた個性あるプロジェクトを先駆的に実施したり、重点施策に対しては積極的な対応を図るなど、従来の「あれもこれも」から「あれとこれ」という施策の選択と予算の重点的配分を行い、市の進むべき方向性が市民にわかりやすくメリハリの利いた行財政運営を推進する。

NPO等市民団体の活動や民間企業の専門知識、技術などの能力やノウハウは、地域の貴重な財産であり、これからのまちづくりにとって大きな役割を持っている。「真に行政自らが実施する必要があるものは行政が行う」という基本姿勢のもとに、計画的な民間活力の導入を推進し、地域や民間が行うことによって効果的・効率的な事業執行とサービスの向上が図られるものについては、積極的に民間等の力を活用する。

さらに、健全な財政運営を図るため歳出削減の徹底と、様々な視点からの新たな発想による歳入確保に努めるとともに、収納率の向上や市債の軽減に向けた取組を推進する。

数値目標（財政の健全化）＝平成23年度の経常収支比率^{（注10）}を85%以内とする。

○経常収支比率の状況

区分 \ 年度	15年度	16年度	17年度	目標値（23年度）
昭島市	91.3%	93.5%	92.3%	85.0%
多摩26市平均	90.3%	91.3%	89.1%	—

3 - 1 すべての事業の抜本的見直し

【基本的な方向】

すべての事業について必要性、効率性のほか公平性、市民満足度など多角的な視点からの検証を図る。特に長期間継続している事業や補助金、多大な経費を要する事業等については重点的に見直しを行う。見直しに当たっては、外部監査制度や第三者評価制度を導入するなどチェック機能の強化を図り、市民から理解を得られる見直しに努める。さらに新たな事業については、社会の変化と市民感覚を的確にとらえて、必要性、緊急性、費用対効果などを見極めながら厳選していく。

【A 1～2年以内取組項目】

3 - 1 -	行政評価制度等の推進による事業の見直し
内容	事務事業評価制度の推進と予算への連動を行い、徹底した事業の見直しと効率的な事業運営を図るとともに、事業の仕分け制度(注 11)の導入について検討する。
取組プログラム	事務事業評価制度の推進と予算への連動 事業の仕分け制度の検討
担当課	企画政策室（各課）

3 - 1 -	新規事業に対するサンセット方式の導入
内容	新規事業の実施に当たっては、同等の事業の廃止を条件とするスクラップアンドビルドを原則として財源・人材の確保を図るとともに、一定の時期に検証を行い継続の可否を決定するサンセット方式を導入する。
取組プログラム	新規事業へのサンセット方式の導入
担当課	企画政策室（各課）

3 - 1 -	市主催イベント等の活性化と見直し
内容	市が主催するイベント等について、市民参画を促進するなど活性化に向けた取組を図るとともに、複数イベントの共同開催や市民との協働事業への変更など事業内容の見直しを行う。
取組プログラム	各種事業の活性化に向けた取組の推進 共同開催など事業の見直し
担当課	企画政策室（各課）

3 - 1 -	市債負担の軽減化の取り組み
内容	市債の発行に当たっては、対象事業の内容、事業費、市債発行の必要性等を十分に精査し適切な活用に努める。臨時財政対策債(注12)の発行については、将来の世代への影響に配慮して極力抑制する。すでに借りている市債については、国や都に働きかけて低利の市債への借り替えに努める。
取組プログラム	臨時財政対策債の発行の抑制 低利への借り替えに向けた取組の推進
担当課	財政課

3 - 1 -	補助金の定期的な見直し
内容	各種団体等に対する補助金については、全市民的な立場に立って定期的に検証・見直しを図る。
取組プログラム	市民参加による定期的な検証と見直し
担当課	企画政策室

【 B 3年以内取組項目】

3 - 1 -	先駆的事業や重点施策の推進
内容	地域の特性を生かした個性的で「昭島らしさ」を備えた先駆的事業を実施するとともに、重点施策については積極的な推進を図る。
取組プログラム	先駆的事業の実施 重点施策の推進
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 1 -	チェック体制の強化
内容	外部監査制度(注13)や第三者評価制度(注14)の導入を検討し、チェック体制の強化を図る。
取組プログラム	外部監査制度の導入の検討 第三者評価制度の導入の検討
担当課	企画政策室、監査事務局

3 - 2 多様な主体の活用(アウトソーシングなど資源の有効活用)

【基本的な方向】

「民間でできることは民間で」をモットーとして、市が直営で実施している事業のうち民間で実施するほうが経費の削減となり、かつ業務の効率性やサービスの維持・向上が図れるものについては委託化を推進する。公の施設について指定管理者制度の導入を図るとともに、市場化テストについて研究する。協働によるまちづくりを推進するため、NPOなどの市民団体を積極的に活用し地域に適したきめ細かいサービスの提供を図る。

【A 1～2年以内取組項目】

3 - 2 -	民間委託の推進
内容	市が直営で行っている事業について、聖域を設けることなく、委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら積極的に民間委託化を推進する。
取組プログラム	ごみ収集業務、道路維持・補修業務をはじめとした業務全般について民間委託の検討
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 2 -	NPOなど市民団体の活用
内容	福祉、教育、環境などのサービスについて、NPO等市民団体を積極的に活用する。
取組プログラム	各種サービスへの市民団体等の活用の推進
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 2 -	指定管理者制度の導入
内容	サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度(注15)の導入を検討する。
取組プログラム	総合スポーツセンター、自転車等駐車場、児童センター、市民会館・公民館などへの指定管理者制度導入の検討
担当課	企画政策室（関係課）

【B 3年以内取組項目】

3 - 2 -	市場化テスト導入の研究
内容	住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡しにかかる業務（いわ

	ゆる「地方公共団体における窓口 6 業務(注 16)」をはじめとした各種サービスについて、市場化テスト(注 17)の導入について研究を行う。
取組プログラム	各種サービスについて市場化テスト導入の研究
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 3 財政の健全化

【基本的な方向】

日常の事務・事業の執行に当たっては、全職員が常にコスト意識を持って進行管理と職場内でのチェックを行い、徹底した経費の削減に努める。民間の知見を積極的に活用するため、公会計改革及び資産・債務改革を推進する。庁内分権を推進し、市民要望に的確・迅速に対応するとともに各部の主体的な予算編成により経営意識の高揚と経費の削減を図る。三位一体の改革による地方税の 10%フラット化を踏まえ、収納率向上に向けた様々な取組を行うとともに、広い視野からの積極的な歳入確保の取組を行う。

数値目標（収納率の向上）＝平成 23 年度の市税等の収納率を、市税 95%以上、国民健康保険税 80%以上とする。

○市税・国保税の収納率の状況

年度・税別 区分	15 年度		16 年度		17 年度		目標値(23 年度)	
	市税	国保税	市税	国保税	市税	国保税	市税	国保税
昭島市	92.0%	69.0%	92.9%	69.7%	93.4%	69.2%	95.0%	80.0%
多摩 26 市平均	92.8%	72.1%	93.3%	72.1%	94.1%	72.9%	—	—

国保税については、当面は 26 市平均を目指す。

【A 1～2 年以内取組項目】

3 - 3 -	徹底した歳出の削減
内容	日常業務の中で、日ごろより事務・事業の点検を行い徹底したコストの削減に努めるとともに、光熱水費の削減や庁用車の効率的な使用など地球温暖化対策の継続的な推進による歳出の削減を図る。
取組プログラム	日常事務・事業におけるコスト削減の取組の推進 地球温暖化対策の推進による歳出の削減
担当課	企画政策室、契約管財課、環境課（関係課）

3 - 3 -	人件費の総コストの削減
内容	効率的・効果的な事務の執行により、人件費の総コストの削減を図る。
取組プログラム	事務の効率化による人件費削減の取組の推進
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 3 -	受益者負担の見直し
内容	各種手数料、使用料についてはコスト主義を基本としながら、民間や近隣自治体の状況を踏まえ、受益と負担の適正化を図る。
取組プログラム	手数料、使用料の適正化に向けた取組の推進
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 3 -	新たな受益者負担の導入
内容	現在、無料で利用できる公共施設や施設に併設する駐車場について、施設の設置目的、利用状況、立地条件などを踏まえる中で受益者負担の導入を検討するとともに、各種健康診断などに対する一部負担金の導入について検討を行う。
取組プログラム	市立会館や公共施設駐車場への受益者負担導入の検討 各種健康診断への一部負担金導入の検討
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 3 -	市税等の収納体制の強化
内容	市民間の公平性の確保と市政への信頼を高めるとともに、歳入の確保に向けて収納体制を強化する。
取組プログラム	市税、保育料、水道料金など収納事務を効果的・効率的に推進するための横断的組織の創設
担当課	納税課（関係課）

3 - 3 -	徴収担当職員のスキルアップ
内容	徴収指導員(注 18)の活用などによる徴収担当職員のスキルアップ(技量の向上)を図り、収納率の向上に努める。
取組プログラム	徴収職員のスキルアップに向けた取組の推進

担当課	納税課
-----	-----

3 - 3 -	広告収入の拡大とネーミングライツなど新たな歳入確保に向けた取組
内容	市が発行する刊行物やAバスへの広告掲載の拡大や、ネーミングライツ（施設命名権）など新たな歳入確保に向けた取組を行う。
取組プログラム	広告掲載の拡大に向けた取組の推進 新たな歳入確保に向けた取組の推進
担当課	企画政策室（関係課）

【 B 3年以内取組項目】

3 - 3 -	公会計の整備と資産・債務管理の推進
内容	企業会計を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備を推進するとともに、資産・債務管理を徹底する。有効利用されていない普通財産や法定外公共物については積極的に売り払いを進め、歳入の確保に努める。
取組プログラム	財務諸表の整備 資産・債務管理の徹底 有効利用されていない普通財産や法定外公共物の売り払いの推進
担当課	財政課、会計課、契約管財課、管理課

3 - 3 -	情報化経費の見直し
内容	肥大化する情報化経費の縮減に向けて、I T（情報技術）の専門知識を有する民間出身者やシステムインテグレーター（注 19）の活用などについて検討する。
取組プログラム	情報化経費の縮減に向けた取組の推進
担当課	情報推進課

3 - 3 -	各種審議会等の運営の合理化
内容	各種審議会の運営状況を検証し、審議会の統廃合や定数、委員報酬等の見直しを図る。
取組プログラム	各種審議会の運営状況の検証と見直しの検討 委員報酬等の見直しの検討
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 3 -	枠配分予算方式の改善と庁内分権による各部主体の予算編成の推進
内容	枠配分予算方式の改善を図るとともに、予算編成権の部長職への移譲を進めるなど庁内分権の推進に努める。
取組プログラム	枠配分予算方式の改善 予算編成権の部長職への移譲の検討
担当課	財政課

3 - 3 -	各種減免制度の適正化
内容	各種団体や個人に対する減免制度については、公平性の確保と市民感覚の視点からの検証を行い適正化を図る。
取組プログラム	各種減免制度の適正化に向けた取組の推進
担当課	企画政策室（関係課）

3 - 3 -	ネット公売など新たな収納対策の取組
内容	インターネットオークション（競売）によるネット公売の実施など新たな収納対策について検討を行う。
取組プログラム	インターネットオークションによる公売の実施 新たな収納対策の検討
担当課	納税課

3 - 3 -	ミニ公募債の導入の検討
内容	市民参加による財源確保とまちづくりの推進に資するとともに、市民の行政への参加意識の高揚につながるミニ公募債(市民を対象に発行する地方債による資金調達方法)の導入について検討を行う。
取組プログラム	ミニ公募債の導入の検討
担当課	財政課

【C 5年以内取組項目】

3 - 3 -	施設保全計画の策定の検討
内容	施設のライフサイクルや利用実態に見合った計画的な改築・改修・修繕などを行い、効率的な管理・運営と施設の維持・保全に努め、サービスの向上とコストの縮減を図る。
取組プログラム	施設保全計画の策定の検討
担当課	建築課（関係課）

第4章 スリムで柔軟な人事・組織と職員の意識改革

- 4 - 1 組織の見直し、統廃合
- 4 - 2 職員数の削減と多様な人材活用
- 4 - 3 給与等の適正化
- 4 - 4 職員の意識改革と能力開発

真の市民ニーズを的確にとらえ、時機を失することなく昭島市にふさわしい行政運営を図るため、適時・適切な情報提供のもとにトップの意思決定が迅速に行われ、その決定事項にしたがって職員が明確な目的意識を持って一体的かつ機動的に事業展開できる組織を確立する。

団塊世代の大量退職を行財政改革推進の好機ととらえて職員数の削減に努めるとともに、昭島市の将来を担う人材確保のために年齢構成を踏まえた計画的な職員採用を行う。多様な雇用形態の職員を効果的に活用するとともに豊富な社会経験と高度の専門的知識・技術とノウハウを有する民間や市民団体等の多様な人材の活用を図る。

昭島市を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しく、市民の生活環境にまだまだ改善がみられない中で、国において地方公務員制度のあり方が議論されるなど地方公務員に対する国民の関心は高まっており、市民からは市職員の給与等に対して厳しい目が向けられている。そのため、給与等について、地域の実情に沿い市民の理解を得られるよう、なお一層の適正化に努める。

自立都市として主体的にまちづくりを進めるためには、職員は「今までと同じことを同じようにする」といった先例にとらわれないチャレンジ精神を持つとともに発想の転換を図り、変革を恐れず積極的に行動することが求められている。職員の意欲を引き出し、持てる能力を存分に発揮できるよう、努力と功績が報われる人事評価制度と査定昇給制度の導入を検討する。また、職員の政策形成能力や専門的な知識・技能を高めるとともに、自ら率先して考え行動する人材の育成に向けた目標管理制度の確立や研修の推進を図る。

昭島市の最大の財産は人材である。職員が意欲を持って生き生きと職務に専念することができるよう、「昭島市の人づくり」の原点を明確にするとともに、職員の活性化と専門性の向上・説明責任の確保に向けた取組を推進する。

さらに、官製談合問題や飲酒運転による交通死亡事故など公務員の不祥事が多発していることから、市民に信頼される職員の育成に向けて職員の綱紀粛正と公務員倫理の徹底を図る。

4 - 1 組織の見直し、統廃合

【基本的な方向】

変化する市民要望に的確・迅速に対応するために、機動性・効率性・柔軟性を持った簡素でわかりやすい組織の確立を図る。マネジメントの強化と職員間の情報の共有を図り、トップダウン、ボトムアップを円滑に進める。縦割り行政の弊害を解消するため横断的組織の構築と庁内の連携・協力体制の強化に努める。

【A 1～2年以内取組項目】

4 - 1 -	トップマネジメントの強化
内容	トップの決断とリーダーシップの発揮のため、庁議や政策会議の充実と職員への情報共有の徹底を図る。
取組プログラム	庁議、政策会議の充実 庁内の情報共有に向けた取組の推進
担当課	企画政策室

4 - 1 -	プロジェクトチームの編成
内容	関係部課によるプロジェクトチームや庁内公募によるプロジェクトチームを編成し、効果的な事務・事業の執行に努める。
取組プログラム	関係部課によるプロジェクトチームの推進 庁内公募によるプロジェクトチームの推進
担当課	企画政策室

4 - 1 -	簡素で効率的な組織の確立
内容	迅速な意思決定と機敏で柔軟な対応を図るため、組織のスリム化とフラット化(注19)について検討する。
取組プログラム	組織のスリム化の推進 組織のフラット化の検討
担当課	企画政策室

4 - 1 -	わかりやすい組織と名称の設定
内容	市民にわかりやすく利用しやすい組織編制と名称の変更を図る。
取組プログラム	組織の再編成の実施 市民に分かりやすい組織名称の変更

担当課	企画政策室
-----	-------

【 B 3年以内取組項目】

4 - 1 -	グループ制の導入
内容	限られた人的資源を効果的に活用し効率的な事務を遂行するため、グループ制(注 20)の導入を推進する。
取組プログラム	グループ制の導入の推進
担当課	企画政策室

4 - 1 -	重点施策への集中的対応
内容	重要課題や重点施策に対する取組については、スクラップアンドビルドを基本として集中的な人員配置を図る。
取組プログラム	重要課題や重点施策への集中的な人員配置の実施
担当課	企画政策室

【 C 5年以内取組項目】

4 - 1 -	横断的組織の構築
内容	繁忙期などに職員が本来の業務のほかに他課の業務等に一時的に携わる「1人2職制」の導入や繁閑に応じた職員応援態勢の確立など機動的な人員のシフトについて検討する。
取組プログラム	「1人2職制」の導入の検討 職員応援体制の確立
担当課	企画政策室

4 - 2 職員数の削減と多様な人材活用

【基本的な方向】

定員管理計画に基づく計画的な職員数の削減により人件費の抑制に努めるとともに、年齢構成が偏っている現状を踏まえ将来を見据えた職員の確保を図る。高度の専門性・特殊性を持つ業務や短期集中的業務、定型的な業務には、その業務に最適な人材を活用し、サービスの向上と事務の効率化を図る。

数値目標（職員数の削減）＝平成 18 年 4 月 1 日現在の職員定数(785 人)を下表のとおり平成 24 年度までに 95 人（概ね 12%）削減し 690 人とする。（なお、集中改革プランにおいて公表された東京都市町村における数値目標の純減率は、5 年間で 9.1%である。）

○職員数の削減状況

職員数は各年 4 月 1 日現在

16 年度		17 年度		18 年度	目標（22 年度）	目標（23 年度）	目標（24 年度）
職員数	減員数	職員数	減員数	職員数	職員数	職員数	職員数
814	▲17	797	▲12	785	722	706	690

【A 1～2 年以内取組項目】

4 - 2 -	定員管理計画の策定と推進
内容	職員の大量退職を踏まえた定員管理計画の策定と着実な推進を図る。
取組プログラム	定員管理計画の策定 定員管理計画に基づく職員数削減の取組の推進
担当課	企画政策室

4 - 2 -	民間、NPO など多様な人材の活用
内容	民間経験者や特殊業務に精通する人、NPO 等自主的なまちづくり活動を行っている人などの任期付職員(注 21)としての採用について検討する。
取組プログラム	任期付職員の採用の検討
担当課	職員課（関係課）

4 - 2 -	職員採用計画と人材育成基本方針の策定
内容	定員管理計画に沿った職員採用計画の策定と、高い意欲を持ち変化に的確に対応できる職員の育成に向けて、「昭島市の人づくり」の原点となる人

	材育成基本方針を策定する。
取組プログラム	職員採用計画の策定 人材育成基本方針の策定
担当課	職員課

【 B 3年以内取組項目】

4 - 2 -	将来を見据えた職員構成の適正化
内容	新規職員の採用に当たって年齢制限を緩和するなど職員年齢構成の適正化に向けた取組を行う。
取組プログラム	新規採用職員の年齢制限の緩和
担当課	職員課

4 - 2 -	多様な雇用形態の職員の活用
内容	事務を効率的・効果的に運営するため、再雇用職員等多様な雇用形態の職員の活用を図る。
取組プログラム	再雇用職員、再任用職員の活用 嘱託職員、臨時職員等の活用
担当課	職員課

4 - 3 給与等の適正化

【基本的な方向】

国の地方公務員制度改革の動向を注視するとともに、地域の実情に沿った市民の理解を得られる給与、退職金の適正化に努める。従来の年功序列型給与体系から職員の能力と努力が評価される給与体系への転換を図る。

【 A 1～2年以内取組項目】

4 - 3 -	給与水準の適正化
内容	地域の実情に沿い、市民の理解を得られる給与水準への適正化を図る。
取組プログラム	給与水準の適正化の取組の推進
担当課	職員課

4 - 3 -	人事評価制度、査定昇給制度の導入
内容	勤務実績に基づく人事評価制度(注 22)と勤務評定に基づき成果が報われる査定昇給制度(注 23)の導入について検討する。
取組プログラム	人事評価制度導入の検討 査定昇給制度導入の検討
担当課	職員課

4 - 3 -	超過勤務手当の縮減
内容	事務処理の効率化を推進し、超過勤務手当の縮減を図る。
取組プログラム	超過勤務手当の縮減
担当課	職員課（各課）

【 B 3年以内取組項目】

4 - 3 -	退職金の見直し
内容	職員の大量退職を踏まえて、地域の実情に沿い市民の理解を得られる退職手当への適正化を図る。
取組プログラム	退職手当の適正化の取組の推進
担当課	職員課

4 - 3 -	福利厚生事業の見直し
内容	福利厚生会事業の見直しと同会に対する市補助金の適正化を図る。
取組プログラム	福利厚生会事業の見直し 補助金適正化の取組の推進
担当課	職員課

4 - 4 職員の意識改革と能力開発

【基本的な方向】

経営感覚と政策形成能力に優れ、少子高齢化や環境問題、市民との協働の推進など当面する課題に的確に対応できるとともに、将来への展望を持つ職員の育成を図るため、職員の意識改革・能力開発に向けた取組を展開する。職員研修を計画的に推進し資質の向上を図るとともに、市民に信頼され健康な職員の育成に努める。

【A 1～2年以内取組項目】

4 - 4 -	職員参加の促進
内容	事業プロジェクトの実施や各種計画の策定等に当たっては、早い段階から若手・中堅職員の参加を促進し、意識の高揚と能力の向上を図る。
取組プログラム	若手・中堅職員の参加に向けた取組の推進
担当課	企画政策室（関係課）

4 - 4 -	事務改善に向けた取組の推進
内容	職員提案制度、職員意識調査、斬新な発想を持つ若手職員の意見反映など事務改善に向けた取組を推進する。
取組プログラム	職員提案制度の検討 職員意識調査の実施 事務改善に向けた取組の推進
担当課	企画政策室（関係課）

4 - 4 -	自己研鑽活動への支援、自主研究グループの活性化
内容	職員の能力開発・向上に向けた取組を促進するため、自主的な研修や自主研究グループの活動に対する支援を行う。
取組プログラム	自主的な研修に対する支援 自主研究グループに対する活動支援
担当課	職員課

4 - 4 -	国・関係機関への職員の派遣を推進
内容	広い視野を持つ職員を育成するとともに、国等関係機関との円滑な行政運営を図るため職員の派遣・交流を促進する。
取組プログラム	国、東京都等関係機関への職員派遣 職員の交流促進
担当課	職員課

4 - 4 -	職員研修計画の推進
内容	市職員としての強い自覚と意欲を持ち、政策形成能力に優れた、時代の変化に適切に対応できる職員の育成を図るとともに、高度の専門性を有する職員の育成に向けて職員研修を計画的に推進する。

取組プログラム	職員研修計画の推進
担当課	職員課

4 - 4 -	法令・公務員倫理の遵守の徹底
内容	人として市職員として市民に信頼されるため、法令・公務員倫理の遵守の徹底を図る。
取組プログラム	法令・公務員倫理の遵守の徹底
担当課	職員課

4 - 4 -	職場環境の向上
内容	メンタルヘルス(心の健康)対策の強化など、心身ともに健康で健全な職員の育成に向けた取組を図る。
取組プログラム	メンタルヘルス対策の強化 職員の健康増進の取組の推進
担当課	職員課（各課）

【 B 3年以内取組項目】

4 - 4 -	目標管理制度の導入
内容	組織の活性化と職員の能力向上に向けて、目標管理制度(注 24)を導入する。
取組プログラム	各部課における目標管理制度の導入 職員への目標管理制度の導入の研究
担当課	企画政策室、職員課

4 - 4 -	庁内公募、希望制の導入
内容	職員の意欲を引き出し能力や経験が十分に発揮できるよう、庁内公募制や希望制の導入について検討する。
取組プログラム	庁内公募制導入の検討 希望制導入の検討
担当課	企画政策室、職員課

第5章 行財政改革の推進(改革の歩みを止めない)

【基本的な方向】

行財政改革の推進は、個性豊かな自立都市の実現を図るためには極めて重要かつ喫緊の課題であり、市長の強いリーダーシップのもとに庁内横断的な体制を確立し不断の取組を進める。

また、市民の理解と協力をいただきながら、行財政改革を着実に推進するため第三者機関を設置し定期的な検証を図るとともに、検証結果を市民にわかりやすく公表する。

【A 1～2年以内取組項目】

5 -	庁内推進体制の確立
内容	市長をトップとした庁内横断的な推進体制を確立し、着実な行財政改革を進める。
取組プログラム	庁内行財政改革推進体制の確立
担当課	企画政策室

【B 3年以内取組項目】

5 -	第三者機関による計画推進状況の検証
内容	市民公募委員や学識経験者等による第三者機関を設置し、改革の進捗状況を定期的に検証する。
取組プログラム	第三者機関による行財政改革の推進状況の定期的な検証
担当課	企画政策室

5 -	改革の進捗状況の市民への公表
内容	行財政改革の取組状況や改善状況について、市民にわかりやすく公表する。
取組プログラム	行財政改革の推進状況の公表
担当課	企画政策室

【参考：用語説明】

（注１）１－１ 協働

市民と行政など立場の異なるものが、それぞれの役割と責任を果たしながら、パートナーシップにより共通の目標に向かって連携・協力・実践すること。

（注２）１－１ パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において広く市民に素案を公表し、出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

（注３）１－１－ パブリックインボルブメント

事業案作成前の計画段階で広く意見を募り、寄せられた意見の調査・分析を行い計画案の検討を進める制度。特に、ハード事業に用いられる。

（注４）１－１－ ワークショップ

あるテーマを決め、専門家や一般参加者が自由な討論や交流などの体験作業を通じて、課題を整理すること。

（注５）１－１－ プラヌクスツェレ

まちづくりや行政政策の方向性を無作為抽出で選んだ市民により提言してもらうもの。より正確な民意の把握と市民の参加意識を高める目的がある。テーマに関連した情報を提供した後に数人のグループに分かれて話し合い、結果を実際の政策に活かす。ドイツ語で計画のための細胞という意味。

（注６）１－２－ コミュニティ協議会

一定地域を単位に住民が連携・協力して地域課題の解決に向けた活動をする集まりで、昭島市ではコミュニティ区域の目安を６区域としている。

（注７）２－２－ 住民基本台帳カード

住基カードで本人確認をすることにより、「住民票の写しの広域交付」や「転入転出手続きの特例」のサービスを受けることができる。写真付カードは公的な証明書としても利用できる。カードは、高度なセキュリティ機能を有するＩＣカードを用いており、住基ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域を利用して、様々な住民サービスを提供することができる。

（注８）２－３－ セキュリティポリシー

市が保有する個人情報や行政運営上重要な情報とその情報を処理する情報システムの機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策を明文化したもの。

（注９）２－３－ パブリシティ

政府・地方自治体や団体・企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動。

（注１０）３章 経常収支比率

地方自治体の財政の弾力性を示す指標。経常的な一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に充てられた割合を表す。市町村では、一般的に 70%～80%が望ましいとされている。

(注 11) 3 - 1 - 事業の仕分け

自治体職員と住民や外部参加者（他自治体の有志議員や職員、経営者、NPO等）が議論しながら、その自治体の仕事の要否（必要なサービスか？）や実施主体（官 or 民、国 or 地方）などにつき、個々の事業ごとに評価していく。

(注 12) 3 - 1 - 臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債で、各地方公共団体の財政状況を基準にして団体ごとの発行可能額が算定される。

(注 13) 3 - 1 - 外部監査制度

地方自治法の一部改正により創設された制度で、地方公共団体と契約を締結した公認会計士、弁護士などの外部の専門家が、地方公共団体の財務に関する事務執行などについて監査を行い、その結果を報告するもの。契約の種類ごとに包括外部監査と個別外部監査がある。

(注 14) 3 - 1 - 第三者評価制度

事業者の提供するサービスの質を、当事者（供給者や受益者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行うこと。実際のサービスの水準や改善すべき点が明らかとなり、質の向上につながる。

(注 15) 3 - 2 - 指定管理者制度

地方自治法の一部改正により創設された制度で、いままで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社や民間業者などの団体にもさせることができる。

(注 16) 3 - 2 - 窓口 6 業務

戸籍法に基づく戸籍謄本等、外国人登録法に基づく登録原票の写し等、地方税法に基づく納税証明書、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等、住民基本台帳法に基づく戸籍の附表写し、印鑑登録証明書、に係る交付の請求の受付及びその引渡し業務について、官民競争入札等を実施させる際に必要な規定を、国において整備した。

(注 17) 3 - 2 - 市場化テスト

官民競争入札制度。公共サービスの提供について、官と民とが競争入札を実施し、価格と品質で優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度。国は、ハローワーク、社会保険庁関連業務などを対象にすでにモデル実施している。

(注 18) 3 - 3 - 徴収指導員

滞納整理及び滞納処分事務の円滑かつ効果的な執行を図るため、税の徴収事務に堪能で、指導員に適すると認められる者を徴収指導員として設置するもので、徴税吏員に対する市税の滞納整理及び滞納処分についての実務指導、徴税吏員に対する収納事務に関する適切な助言、指導及び研修などを行う。

(注 19) 3 - 3 - システムインテグレーター

顧客の業務内容を分析し、問題にあわせた情報システムの企画、構築、運用などの業務を一括して請け負う業者のこと。システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・管理までを総合的に行う。

(注 20) 4 - 1 - 組織のフラット化

課や係等の上下間の職位階層を簡素化することで、柔軟な組織運営、迅速な組織決定を図る。縦割りの弊害をなくしたり、決裁経路を短縮することができる。

(注 21) 4 - 1 - グループ制

課や係の業務において、関連した事務を処理する集まりとしてグループを編成し、効率的機能的に事務事業に取り組む体制。

(注 22) 4 - 2 - 任期付職員

平成 14 年施行の「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期を定めて一般職員を採用すること。当初は、一般職職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて採用できるとしていたが、平成 16 年の改正により、一定期間内に業務終了が見込まれる場合及び一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合においても任期付採用が可能になった。

(注 23) 4 - 3 - 人事評価制度

職員自らが設定した業務目標を自己評価し、その達成度合いによって上司が職員の業績を評価する人事考課を実施し、意欲や能力、業績に応える人事・給与制度に反映させるもの。

(注 24) 4 - 3 - 査定昇給制度

職員の意欲を高め、公務能率の向上を図ることを目的に、従来の年齢、経験など年功的要素を重視する給与制度から、人事考課による査定給制度に転換を図るもの。

(注 25) 4 - 4 - 目標管理制度

課レベルの課題事項の進捗状況を管理・評価し、組織の活性化と職員の行政管理能力及び政策形成能力の向上を図るもの。